



第118号

2022年12月21日

◆ 発行 ◆

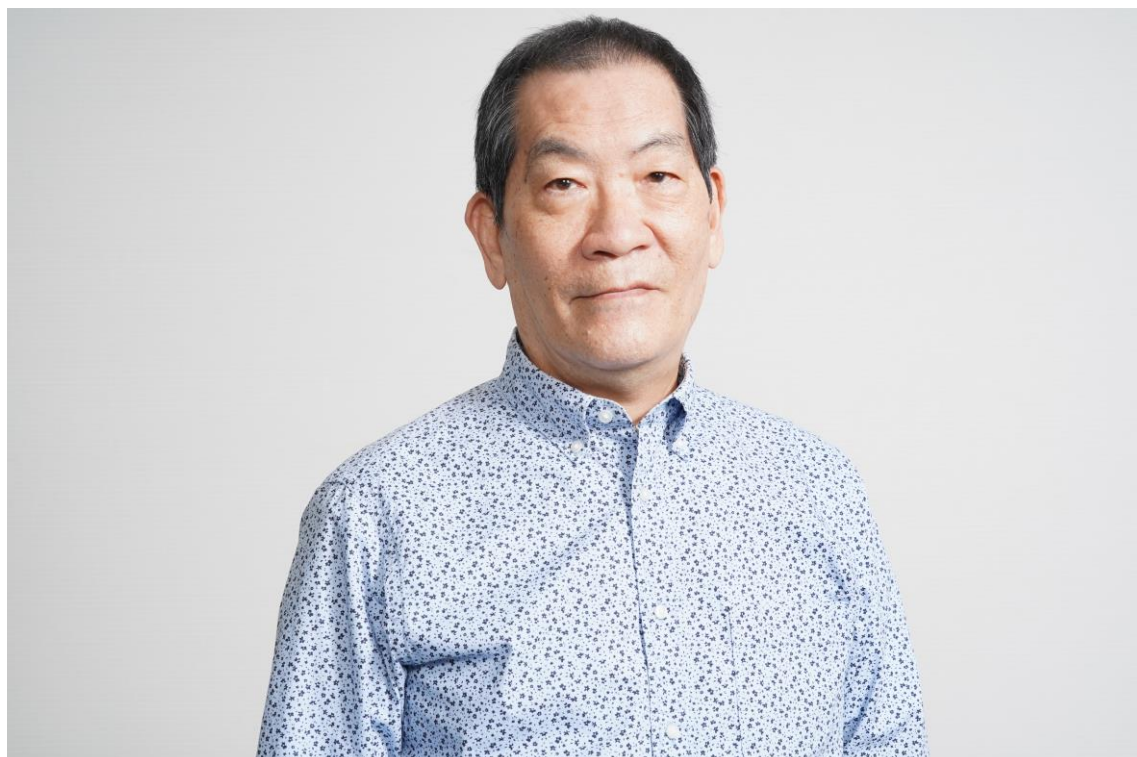
名古屋労災職業病研究会

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

TEL&FAX : 052-837-7420

e-mail : roushokuken@be.to

<http://nagoya-rosai.com/>



千歳恭徳さん（71歳）は、大学時代にアスベスト吹き付け工事の補助作業のアルバイトをしたことが原因で、53歳の時に悪性胸膜中皮腫を発症しました。
（2022年10月31日、東京都大田区内 関連記事 P2～P7）

118号目次

- ✎ アルバイトでアスベストを食べたという感じ P 2～P 7
大学時代にアスベスト吹き付け工事のアルバイトに従事し、胸膜中皮腫を発症した千歳恭徳さん
- ✎ 厚生労働省交渉・情報公開分報告 P 8～P12
- ✎ 新潟で3年ぶりにアスベスト被害相談会と集いを開催 P12～P13
- ✎ 労災保険の事業主不服申し立て制度の導入に反対する P14～P19
全国労働安全衛生センター連絡会議は、反対声明を発表するとともに厚労省交渉を実施
- ✎ 氷上世界最速の男が今度はラリーで・・・ P20
- ✎ 新人事務局員のニュース記事「第33回総会 in 神奈川・横浜開催」 P21
- ✎ 事務局からのお知らせとご挨拶 P22



大学時代にアスベスト吹き付け工事のアルバイトに従事し 胸膜中皮腫を発症した千歳恭徳さん

胸膜中皮腫患者の千歳恭徳さん（71歳）は、高校を卒業した1969年の春、大学に入学するため大分県から上京しました。上京の翌年、千歳さんは、アルバイト先だった光洋産業の男性社員からいい仕事があるよと紹介され、建物の鉄骨の梁などにアスベストを吹き付ける工事の補助作業に従事しました。千歳さんは、アスベスト粉じんが大量に舞っていたその時の作業体験について、「とにかく実感としては、アルバイトでアスベストを食べたという感じがしました。大気汚染の中で吸ったとか、自覚がないまま吸ったのでなくて、食べちゃったという感じがしました」と今年11月13日に東京都大田区で行われたインタビューで筆者に語ってくれました。千歳さんがアスベスト吹き付け工事の補助作業に従事した総日数は、1970年1月からのおよそ1年間で30日間程度。1現場2、3日の作業日数で10数か所の現場での作業体験でしたが、この短期間のアルバイトが千歳さんの中皮腫発症の原因になりました。

1959年から1975年頃まで、日本ではアスベストにセメントを混ぜた吹き付け材を、耐火被覆や防音、防滴の為、噴射器で鉄骨や鉄骨造の梁や柱、天井、壁に吹き付けていました。アスベストの含有率は、50%から70%で、青石綿、茶石綿、白石綿の吹き付け材がありました。

千歳さんが大学生だった当時、地方から上京した学生は、寂しさを紛らわすため、同郷の出身者で集まったと言います。皆、仕送りだけでは生活がきつく、友達同士の口コミでほとんどの学生がアルバイトをしていました。日当が良かったのは建設、肉体労働系のアルバイトで、仕事内容は、建設現場での手伝いでした。地下鉄工事は特に日当が高いアルバイトでした。学生の中には、授業をさぼってでも日当の良い現場作業のアルバイトに行く者達が結構いて、千歳さんもその一人であったということでした。

千歳さんが、最初に就いた現場作業アルバイトは、光洋産業の樹脂吹き付け作業補助でした。職人がエアーガンで、どろりとした粘りのあるペイントのような樹脂を壁に吹き付ける作業の下働きで、千歳さんの仕事は、現場で2、3種類の樹脂を揮発性の溶剤で混ぜ、コンプレッサーに入れたり、職人の道具を運んだりする作業でした。このアルバイトでは、吹き付け中の樹脂の飛沫のしぶきを全身に浴びることから、着ていたジャンパーやジーパンが汚れてしまいました。日当は当時としてはかなり良い方で、1500円から1800円くらいでした。たばこのハイライトが1箱80円、ラーメン一杯80円程の時代でした。樹脂吹き付けのアルバイトは、大分から一緒に上京した仲の良かった同級生のお兄さんの紹介でした。同級生の兄が長年、光洋産業のアルバイトをしており、大学4年生になった時に、会社から次の後輩達を紹介して欲しいと頼まれ、千歳さん達を光洋産業に紹介したらしいということでした。

光洋産業で千歳さん達の面倒を見てくれていたのは、40歳前後だった男性社員のWさんでした。Wさんは、たまにご飯を奢ってくれることがあり、千歳さんはいい人だなと思っていました。ある時、Wさんが、「もうちょっといい仕事があるよ。今やっている塗装の仕事は汚れるけど、こっちの仕事はそういうのはなくて軽い綿みたいなものだから、作業が終わって服をはたけばきれいになるし楽だよ」と言ってきました。Wさんの紹介で、1970年の1月から、千歳さんは、大学の授業が休みの日や、あるいは、授業をちょっとさぼってアス

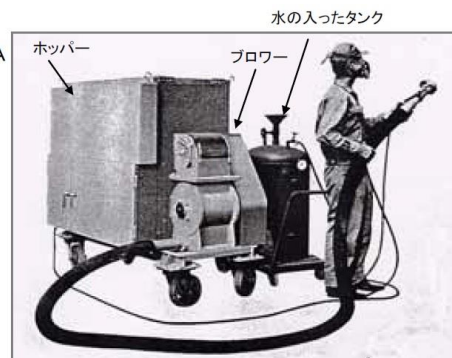
ベスト吹き付け工事のアルバイトに行くようになりました。

アスベスト吹き付け作業では、噴射器に取り付けられているアスベスト吹き付け材を開綿（ほぐす）するホッパーから、ブローと呼ばれる圧送装置によりホースに送られた吹き付け材が、ホースの先端に取り付けられた吹き付けノズルから噴射されます。この時、同時に圧縮空気により噴霧化した水を吹き付けノズルの周囲から噴射し、アスベスト吹き付け材を包むように鉄骨の梁などの施工面に吹き付け、アスベスト吹き付け材を付着させます。吹き付け厚は目的の約2倍厚に吹き付け、これを木ゴテで所定厚に圧縮します。千歳さんは、水に包まれたアスベスト吹き付け材がノズルの先端から噴射される様子を鮮明に記憶しており、筆者に説明してくれました。

アスベスト吹き付け工事での千歳さんの仕事は、セメント袋の大きさの袋に入った、アスベスト吹き付け材を手でほぐして噴射器のホッパーに投入することでした。現場に機械とともに運び込まれ、何日間も積み重ねて置きっぱなしにされたアスベスト吹き付け材の一番下の袋は、他の袋の重みで押しつぶされ、ぺちゃんこになっていました。袋の中のアスベスト吹き付け材は、固く、塊になってしまっていたことから、ホッパーに入れる前に、両手で袋の中でかき回してよくほぐす必要がありました。アスベストは、ホッパーの中の回転する棒で攪拌され、かき混ぜられることにより綿あめのようになっていました。千歳さんは、ヘルメットをかぶり、マスクの支給がなかったことから、自身で購入した木綿のガーゼマスクをしていましたが、作業が進行するとともに、だんだん埃っぽくなってくることから、マスクの上にタオルを巻いて作業に従事しました。アスベストはふわふわ、もわもわで、たぶん灰色だったということでした。繊維状のアスベストとセメントの粒子の入った袋は、30kgや50kgのセメント袋と同じ大きさでしたが、重さは15kgか20kgもないくらい軽く、千歳さんは、セメント袋より全然軽いやと思って作業をしていましたが、被害の度合いはセメントどころでなかったと今では考えています。

アスベストの吹き付け作業を行う親方は、千歳さんに吹き付け材を「なるべく細かくしろ、細かくしろ」と命じました。親方が、吹き付け材を細かくすることにこだわった理由は、吹き付け材が均一にノズルから噴射されないと、吹き付け材の厚みにばらつきがでて、厚みの薄い施工面ができてしまい、施工後の消防検査で行われる吹き付け材の厚みの計測で、規定より吹き付け材の厚みが薄い箇所が見つかり、やり直しを命じられることがあったからでした。インタビューの最中、千歳さんは、「検査が入る場所については、親方も口うるさかったですね」と回想していました。吹き付け作業中の様子を千歳さんは、「壁のある部屋の中をやるものすごいんですよ。3m先が見えないんですね」と筆者に語り、立体駐車場のようオープンな現場では、柱や天井を吹き付けている最中、「アスベストが外にどんどん流れ出していくのが目で見えていた」と語ってくれました。

アスベスト吹き付け材をホッパーに入れる作業の他、千歳さんは、吹き付け材を板状の木ゴテで押さえる作業もやらされるようになりました。木ゴテの表面には、健康サンダルのようなイボイボのついたゴム板が張り付けられていました。吹き付けられたばかりのアスベストは、柔らかいままでこぼこになっていました。千歳さんが、木ゴテを使い、吹き付けられたばかりのアスベストを規定された厚さになるよう押さえゆくと、ボロボロとアスベスト吹き付け材が落ちてきました。吹き付けられた材料の2、3割は落ちてきたということでした。吹き付け材を強くぎゅっと木ゴテで押さえると薄くなってしまうことから、力加減は大切でした。親方は、時々、針金のようなゲージを吹き付け材施工面に刺して、厚さを測っていま



【概要】吹き付け機の一例。左のホッパーに石綿を入れ、綿を更に細かく開綿しながら霧状の水およびブローの圧力で吹き付けます。綿が細かければ細かい程、仕上がりがキレイでした。

したが、「おい、ここ少し薄いぞ」と言って、また、噴射器で少しアスベストを吹き付けていました。吹き終わった場所の床に溜まっているアスベストは、全部掃いて集めてセメント袋に入れました。

千歳さんは、アスベストをホッパーに入れる時にかなり吸い込み、上から落ちてくるアスベストも吸っていて、吹き終わった場所の床に溜まっているアスベストを集めて袋に入れている時に吸い込むことになりました。千歳さんは、こういった状況で「アスベストを食べた」と感じています。

アスベスト吹き付け補助のアルバイトの日当は2000円で、泊りで仕事に行く時は、2500円でした。アスベスト吹き付けの仕事を始めてからは、3人の個人事業主の一人親方から、千歳さんの下宿先に電話連絡が来るようになりました。電話は大家さんが取り次いでくれました。親方が人数を集めたい時は、千歳さんに友達を何人か連れてくるように言い、同級生や知り合いの仲間達に声をかけたこともありました。アスベスト吹き付けの仕事は、とにかく日銭を稼げるのが一番良かったそうで、全て現金払い。仕事の後、親方が封筒から千円札を出して支払ってくれました。

1年程して、千歳さんは吹き付けアスベストのアルバイトから離れることにしました。理由は、光洋産業のWさんが給料を払ってくれないことがあったことと、Wさんにまつわるあくどい噂を聞くようになったからでした。Wさんが仲介してくれたアスベスト吹き付けの仕事は、光洋産業の正規の仕事でなく、Wさんと建築業者との個人的なコネの仕事でした。千歳さんは、Wさんが吹き付け工事を請け負う、親方達から、バイト一人当たりのマージンを取っていたのではと考えています。

大学卒業後、千歳さんは当時まだ珍しかった家庭用ビデオカメラの販売事業に携わった後、1978年、28歳の時に、大手事務機器、精密機器メーカーに転職しました。自動車メーカーにも応募し、採用通知が届いていましたが、週休二日制と年間6.4か月分のボーナスに惹かれ、大手事務機器、精密機器メーカーに営業社員として入社しました。千歳さんは、奥様との新婚時代を過ごした長野勤務の後、32歳の時に東京都港区にある本社に戻り、公官庁への営業を担当する部署に配属されました。配属先は、当時、社内では扱いが小さな部署でした。運輸省や農水省などの担当もありありましたが、千歳さんにとっては、全国の自衛隊基地や駐屯地へコピー機やプリンター、ファックスなどの事務機器を販売する仕事の比重が大きくなっていきました。全国を飛び回り、その頃620か所程あった自衛隊施設の内、北海道から沖縄まで、150か所程の施設には実際に営業に行きました。千歳さんは、営業先だった自衛隊という存在が好きだったそうで、どんなにボロクソに言われても、お客のところに行くのは楽しく、自衛隊の販売先については、自分の力でかなり開拓したと自負しているということでした。課長時代は自分の課に自衛隊担当を4人置き、売り上げもよく、すごく面白く仕事をしていたそうで、会社から表彰されることもありました。千歳さんは50歳前に営業の前線を離れるまで18年間程自衛隊を担当しました。営業の第一線を離れた後は、営業のサポートをする側に回り勤務を続け、その後は、契約管理部門や技術管理部門で勤務を続けました。

2004年10月、千歳さんが53歳の時、心臓がバクバクしたことから、都立荏原病院で不整脈の検査を受けました。胸部レントゲン写真を撮影したところ、右肺に1円玉くらいの影が見つかり、腫瘍の可能性があることを指摘され3か月間様子を見ることになりました。年が明けた2005年1月、CTを撮影したところ白い影がかなり拡大していることが分かり、不整脈の担当の医師から呼吸器専門の医師に回してもらいました。呼吸器の医師は悪性かもしれないと言い、千歳さんは「肺がんですか？」と聞きました。医師の答えは「その可能性もある」というものでした。千歳さんは、駅前の本屋で肺がんに関する書籍を購入し、たば

こを吸ってきたからしょうがないなと思う一方、俺の人生も55歳で終わりかとちょっと落ち込みました。

針生検や全身のCT撮影等の精密検査の結果、2005年1月26日、千歳さんに悪性胸膜中皮腫の診断が下されました。中皮腫とはなんですかと医師に聞いたところ、医師は、千歳さんがいつも通院の時に持参していたノートに絵を書いて説明してくれました。医師は、「アスベストと関わりがありましたか」と千歳さんに聞いてきましたが、その時、千歳さんは学生時代にアスベスト吹き付けのアルバイトに従事したことを思い出しました。腫瘍の進行のスピードは早く、これ以上の経過観察は出来ないと考えた医師は、千歳さんに抗がん剤治療、放射線治療、手術などについて説明しました。千歳さんはその時、「あっ、手術しかない」と思ったそうで、「2つあるから1つ取っても大丈夫だろうと考えました」。まだ、54歳で体力も大丈夫だろうと思い、奥さんの承諾も取らず医師に「手術をやってください」とお願いしました。当時、都立荏原病院で中皮腫の手術例はありませんでした。医師からは「胸を開けてみなければ分からない、肋骨も何本か取ります。最悪の場合、肺は全部取っちゃいますよ」と伝えられました。

千歳さんは、2005年2月14日、54歳の時に悪性胸膜中皮腫の手術を都立荏原病院で受けました。右肺の上葉を残され、中葉と下葉は切除されました。肋骨も2本切除されました。手術には奥さんと娘さんが付き添いました。麻酔の効きが凄くよく、手術室の前の部屋で弛緩剤を打った時に落ちていました。術後、目が覚めた時、ベッドに横たわった千歳さんの体には沢山の管が入っていました。千歳さんは、「ここはどこだ」と思いました。翌朝、執刀医より昼ごはんを食べたらすぐに歩きなさいと言われましたが、肋骨も取っており、めちゃくちゃ痛かったことから動けませんでした。

痛みはすごくあったものの、千歳さん自身、手術をしたことにより、落ち込んで目の前が暗くなるということはあまりなく、気落ちはしていませんでした。中皮腫の告知を受けた時もステージや余命について医師に聞きませんでした。千歳さん曰く、性格的に、悪いこと良くないこと、落ち込むことについては、少し気分転換して、楽しい方向に持っていこうとするところがあるそうで、この時も入院生活を楽しもうという気があったということでした。3日目から動けるようになって、病院内を散歩しながら、もうちょっと入院したいなと思いましたが、病院から退院するように言われ、2月25日に退院となりました。品川の自宅マンションに戻ると、点検の為にエレベーターが止まっており、途中5回程休みながら12階まで非常階段で上がりました。千歳さんは3か月の自宅療養を経て、5月に職場復帰しました。

手術後、千歳さんが退院して1、2か月間は、座り込むほどの痛みを感じることもありましたが、痛み止めを飲んだり、座薬を入れたりして押さえました。手術の時に、肋骨、筋肉や神経、大胸筋が切られた為、肋間神経痛のような後遺症が残り、しょっちゅう心臓が止まってしまうように感じる症状が出るようになりました。神経を切られた影響で胸の上半分の体温調整が上手くいかなくなり、手を当てると、上の体温が冷たく、下の体温が普通だとはっきり分かるということでした。そして、毎日、上半分だけ汗をかいてしまうようになりました。吸い込む肺活量も3、4割程落ちたと感じています。いまだに痛みはあり、残っている肺がズキズキと痛むことがあります。医師からは切られた神経は元に戻らないと言われていきます。

職場復帰した後の7月、千歳さんは、江東区亀戸にある中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の事務所をアポなしで訪ねました。千歳さんがアポなしで訪問したにもかかわらず、当時の患者と家族の会の専従者は、1時間あまり、親切に話を聞いてくれました。千歳さんは、患者と家族の会に入会しました。

千歳さんは、大学生の時にアスベスト吹き付けのアルバイトをした現場を記憶しています。JR 赤羽駅西口の隣接ビルや世田谷区の住友 3 M のビル、川口市の市民会館、千葉県五井の工場、平和島競艇場、新橋ヤクルトホール等です。千歳さんは、患者と家族の会から頼まれ、NHK のクローズアップ現代の取材を受けることになりました。2005 年の 12 月から 1 月にかけて千歳さんが取材を受けた番組は、2006 年 1 月 31 日、「アスベスト被害者は救済されるのか」のタイトルで放送されました。この取材の際に、大学生の時のアスベスト吹き付けアルバイトの現場の一つだった大手町合同庁舎 3 号館を訪ねました。1971 年に竣工した 15 階建ての合同庁舎は、まだ、現存しており、行政文書開示請求を行い入手した書類から、アスベストの存在が確認できました。千歳さんは、1970 年の秋口、この現場で 2、3 日、アスベスト吹き付け補助のアルバイトに入りました。どこかの親方が肉まんを 50 個くらい買ってきて、差し入れをしてくれ、それが、すごくおいしかった記憶があることから、少し寒くなってきた秋口の頃に入った現場であるという記憶が残りました。大手町合同庁舎 3 号館を見た時にどんな気持ちになったか千歳さんに尋ねたところ、「特に感想はなかったけれど、下から見て、このビルが僕に悪い影響を与えたんだなと思いましたね」という答えが返ってきました。

今年、10 月初旬、環境省から千歳さんに「建設アスベスト給付金制度に関するお知らせ」という通知が届きました。この文書は、環境省が建設アスベスト給付金制度について周知する目的で、中皮腫や肺がん等のアスベスト関連疾患で、環境再生保全機構によりアスベスト健康被害救済給付の支給が決定された患者と遺族全員に発送されました。建設アスベスト給付金の支給要件は、1975 年 10 月 1 日から 2004 年 9 月 30 日までの間に屋内作業場で行われた作業によりアスベストにばく露し、健康被害を受けていることですが、千歳さんが建物の中でアスベストにばく露したのは、1970 年のことで、この要件からは外れているうえ、当時の作業歴の証明が難しく労災認定もされていません。千歳さんは、環境省からの文書を見た時、「ちょっとムカッときた」と言い、文書に発信日が記載されていなかったことも不満に思いました。後で文書を見返した時に、いつ届いた文書か分からないからです。

千歳さんは、58 歳で会社を早期退職する前、労災保険の請求を行おうとしたことがありました。最初、自宅近くの品川労働基準監督に 2、3 回行き、担当者と話し、その後、大手町合同庁舎 3 号館でアスベストにばく露した可能性が高いのならばと、東京中央労働基準監督署に行くことを勧められ、相談に行きました。両労働基準監督署では、アスベスト吹き付け工事を行っていた親方達と千歳さんとの雇用関係を証明することと、賃金支払いの証明をすることの 2 点が必要で、当時の記憶だけでは労災認定は出来ないと言われました。労働災害なので、どこで働いたかの記録も必要で、ノートの切れ端に記録をしていないか聞かれましたが、アスベスト吹き付けのアルバイトは千歳さんの記憶の中だけにあり、記憶はどんどん薄れていっていました。光洋産業も訪問し、役員と面談しましたが、社員だった W さんのかつての在籍は確認できたものの、詳細は不明で、会社としては、創業以来、アスベスト製品を扱ったことはなく、吹き付けアスベストの施工工事は、W さんが勝手にやったことだろうと言われました。その後、W さんが死亡していることが判明し、事実是不明のままとなりました。

千歳さんは、かつて千代田区大手町にあり、2013 年に閉館した逓信総合博物館に行き、1969 年頃の電話帳を閲覧し、吹き付けのアルバイトをした時の親方を探そうとしたことがあります。JR 赤羽駅近くの北区志茂にあった一人親方の事業場が、稲沢工務店（仮名）という名称だったことを記憶していた千歳さんは、該当している地域の稲沢姓の電話番号と住所を電話帳から抜き出しました。親方の事業場を覚えていたのは、吹き付けのアルバイトの日の朝、赤羽の駅前が集合場所になったことがあったからでした。該当地域の稲沢さんは

45、6名いました。ある夏の暑い日、千歳さんは1人で北区赤羽に行き、電話帳から抜き出した住所一軒、一軒に当たっていききました。2日目は、奥さんも付いてきてくれました。かつてアルバイトをした稲沢さんは、この時、70歳くらいになっていると推定されました。一回、それらしい70歳くらいの男性が玄関から出てきたことがありましたが、「そんなもん関係ない。知らん」と言われ終わってしまいました。他の家も胡散臭いやつが訪問してきたという感じで門前払いでした。千歳さんは30軒程訪ねたところで諦めました。訪問する以外、5、6軒電話をしたところもありましたが、全くヒットしませんでした。

千歳さんが、稲沢さんに連れていかれた厚木市の工場でのアスベスト吹き付けのアルバイトの日にちは判明しています。この仕事は、1970年11月24日から25日にかけて泊りがけで行われましたが、現在でも千歳さんが作業日を特定出来るのは、作業終了後、東名高速道路を走る、東京に戻るバンの中で、作家の三島由紀夫が自衛隊市ヶ谷駐屯地で割腹自殺を遂げたことを報じるラジオニュースを千歳さんが聞き、大変なショックを受けた記憶が残っていたからでした。

千歳さんは、58歳の時に長年勤めた大手事務機器、精密機器メーカーを早期退職しました。会社の産業医から定年後再雇用が難しいと伝えられていたこともありましたが、すでに自宅マンションの支払いが終わっていたことや、早期退職による退職金割り増し、長年、真面目に会社の積み立てを行ってきたこともあり、退職しても生活していける土台がありました。退職したことについて千歳さんは、もろもろのストレスから解き放たれて、あの時辞めてよかったと考えています。

中皮腫を発症してから、18年。現在、千歳さんは、手術以外に中皮腫の治療を行っていないことから、糖尿病や不整脈など持病の悪化を防ぐことに神経がいていて、中皮腫に対する意識が減ってきていると言います。中皮腫発症後も、深刻に落ち込まずに過ごしてこられたのは、千歳さんの持病を中皮腫発症前から診察してくれている、絶大な信頼を置いて、任せている主治医がいることが大きな要因であるということでした。この主治医とは、2001年にシアトルマリナーズの観戦ツアーに参加した時に会いました。当時、シアトルマリナーズではイチロー選手が活躍しており、千歳さんの渡米の目的は、イチロー選手のプレーを見ることでした。主治医夫妻と千歳さんは偶然、現地空港からホテルへの送迎リムジンで一緒になり、車内で楽しく会話をするようになりました。千歳さんと主治医が9月9日に行われたシアトルマリナーズの試合を観戦した2日後の9月11日に、アメリカ同時多発テロが発生し、空港が閉鎖されました。主治医と千歳さんはシアトルに5日間足止めされました。ラッシュ時の新宿駅のように混雑したシアトルの空港で、立ったまま飲まず食わずで成田空港に飛ぶ飛行機のキャンセル待ちをしている時に、千歳さんは主治医と再会し名刺を交換し、お互いが品川に住んでいることを知りました。千歳さんと主治医は、同じ飛行機で帰国しました。帰国後、千歳さんは、主治医と連絡を取り、自分の持病について相談するようになりました。千歳さんが、中皮腫の診断を受けた当時、主治医は都立荏原病院の内科に勤務していました。現在、主治医は、品川区戸越公園駅近くにクリニックを開業しており、千歳さんは定期的に通っています。主治医には薬の量についても気軽に相談できるそうで、良い医療環境を自助努力で作っていくことも患者にとっては大切と考えています。

千歳さんは、絶大な信頼を置いている主治医と好きな野球の関係で出会ったことについて、「それが自分の運命だと思っています」と語り、そして、「どういう風に自分の人生が転んでいってもそれが自分の運命、天命だと思っていれば、どういう事態になってもそれを受け入れなければならない。自分の人生は生まれてから死ぬまで、一本しかない」と筆者に語ってくれました。

（事務局 成田 博厚）



2022 年 9 月 6 日に衆議院第一議員会館で行われた全国安全センターと厚生労働省との交渉に参加しました。そのうちの公文書の管理（情報公開）について報告します。

議題の一つは、「施行簿という行政通達文書名リストの欠陥問題」です。

通常の労働基準行政の問題に比べ分かりにくいですが、行政運営の根幹にかかわる、統計改ざんに匹敵する大問題です。

交渉の内容より行政の文書管理がどの程度の精度で運営されているのか、その実態を明らかにすることを重点に報告します。



厚労省交渉

概略は、

――厚生労働省労働基準局監督課の行政通達の文書名、番号、発出日、担当名などは施行簿という帳簿に記載しなければならないにもかかわらず、複数年度にわたり、何件もの通達名が掲載されていない。そもそも文書番号もともに管理していない。これが他の部署、保険局でも発生している。これを指摘しても審査請求で問題化するまで何も対処しなかった。いまだに指摘した労働基準局と保険局以外はチェックすらしていない。そのため、公文書管理法に違反しているのみならず、通達名を知らない国民はその存在を知ることすらできない。

――

というものです。

従来より、全国安全センターでは、前年度の労働基準行政の通達のうち、厚生労働省HPのデータベースなどで公開されていない非公表の通達を情報公開請求で入手しています。そしてその準備のために、労働基準局の各課が発出した前年度の通達文書名リストを開示請求して入手してきました（2010 年度までは「発議文書台帳」、2011 年度から「施行簿」に帳簿名が変わりました。）。

入手した施行簿に掲載されている通達名のうち、重要と思われる通達の本文を改めて開示請求で入手して（毎年 300 通弱）、行政の動きを把握してきました。毎年 6 か月以上を費やす作業です。

ところで、通達には文書番号が付番されています。例えば労働基準局長が 4 月 1 日に発出した文書ならば「基発 0401 第 1 号」、監督課長が発出した文書ならば「基監発 0401 第 1 号」というように、部署名略字＋日付＋その日の番号 1 番から順につける決まりがあり、番号は翌日また 1 番から始めます。

同じ日の同じ課の施行簿なら、第 1 号、第 2 号・・・と番号が飛ぶことなく続き、その日の文書数と同じ番号で終わるはずですが、しかし、通達を作文する時に担当職員が番号を先にとったけれどその通達は作文せず廃棄したり、他の文書と合わせて 1 件にするなどすれば、先にとった番号が欠番になり飛ぶことはあり得ます。

実際に、2014 年頃「文書管理システム」が導入される前は、紙の施行簿台帳で管理して

おり、欠番の行は無造作に手書き横線 2 本で抹消されていました。紙の施行簿を開示請求で入手して見ると、何番が欠番かが分かりました。

厚生労働省労働基準局 監督課 施行簿抜粋

文書番号	発着日	件名	起案担当課・係	起案者	起案日	施行先	施行者	備考
基政発0401第1号/ 基監発0401第1号/ 基安発0401第2号/ 雇均職発0401第1号	R2.3.25	「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について	労働基準局 労働条件政策課	飯野 直樹	R2.3.24	都道府県労働局長	厚生労働省労働基準局労働条件政策課長、監督課長、安全衛生部労働衛生課長、雇用環境・均等局職業生活両立課長	
基監発0401第2号	R2.4.1	2020年度労働基準監督官採用試験に係る第1次試験会場について	労働基準局 監督課 監察係	大矢 雄希	R2.4.1	人事院事務総局人材局試験課長	厚生労働省労働基準局監督課長	
基監発0409第1号	R2.4.9	令和2年度「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」の実施について	労働基準局 監督課	野田 康史	R2.4.9	都道府県労働局長	厚生労働省労働基準局監督課長	
基監発0410第2号	R2.4.10	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施に当たって留意すべき事項について	労働基準局 監督課	小林 夏樹	R2.4.10	都道府県労働局総務部長、雇用環境・均等部(室)長、労働基準部長	厚生労働省大臣官房地方課長、労働基準局労働関係法課長、監督課長、雇用環境・均等局総務課長	
基監発0420第1号/ 基監発0420第2号	R2.4.20	新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた業務の実施に係る連絡会議及び令和2年度全国地方労働基準監督官会議の開催について	労働基準局 監督課	天廣 美咲	R2.4.17	都道府県労働局労働基準部長	厚生労働省労働基準局監督課長	

2014 年に総務省が「文書管理システム」を作り、各省が順次これを導入。通達を作成して発出すると、条件に従って自動的に施行簿（という名の文書名一覧のデータベース検索結果表）が作成できるようになりました。その後も全国安全センターは毎年、施行簿の開示請求を続け、文書番号の跳び番は上記の事情による欠番だろうととらえていました。

ところが、私が総務省の「文書管理システム」マニュアルを入手して読んでみると、予約して使わなかった番号は、手動で次の文書に付番できる仕組みがあることが分かりました。

また、厚生労働省の文書取扱規則では、担当課が、「文書番号を管理」し、決裁を終えた文書を施行簿に記載することが定められていました。

そこで、私が文書番号自体の管理簿を新に開示請求したところ、そうした文書はそもそも作って無いとの理由で不開示決定が出ました。電話で聞いてみると番号管理は「施行簿しかない。施行簿がすべて。」との回答でした。

実は、私が個人的に開示請求で入手している保険局や年金局など厚生労働省の他の部局の施行簿でも番号の飛びは頻繁にあり、本当に欠番なのか、もしかしたら、（システムの仕組み上、一部の文書名を削除した施行簿の作成が可能だから）何らかの事情で本来掲載されるべき文書名が落ちているのではないかと考えるようになりました。

全国安全センターでは未公表の通達は施行簿からピックアップするだけではなく、「〇〇の通達に関する留意事項の詳細を指示した文書」などと個別の施策に絞った関係行政文書の開示請求や、他の組織が受け取った文書のリストなども参照しながら、労働基準行政の動きをチェックしています。

そこで、すでに以前入手済みの 2018 年度分から 2020 年度分の監督課施行簿を再チェックし、現存する通達で施行簿に掲載されていない通達がないか突合せてみました。

その結果、各年度とも施行簿未掲載の重要な通達が複数あることが分かりました。

それでも、入手して以降に、訂正、追加掲載されているかもしれないとの期待を込めて、改めて開示請求してみました。結果は変わらず、未掲載通達名は追記されないままの欠陥帳簿のままでした。

問題点を公にしないと改善しようとしめない姿勢は放置できないので、私は情報公開法による不服申立てとして情報公開・個人情報保護審査会に審査請求しました。

その答申は「令和 4 年 8 月 8 日令和 4 年度（行情）答申第 186 号」です。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000829285.pdf

結果は、予想通り棄却です。

「番号が飛んでいる文書名を含めた全部の通達名を掲載している施行簿があるべきだから出せ。」と私は主張しましたが、「欠陥施行簿」しかないのだから、当然に請求は棄却されました。無いものは無い、です。

問題は、厚生労働省の言い分です。

- ・「必ずしも文書番号を連続させなければならない必然性はない」（答申 P8）
- ・「件名等が記載されていないものが一部確認された。」「決裁を終えたとき、施行明細登録を行う必要があるところ、これが遅れていたものが一部あった。このため、（中略）施行簿に記載されていないものがあった」（答申 P7）
- ・「記載されるべき決裁文書については、順次、施行明細登録を行っているところである。」（答申 P8）

審査会事務局職員への説明では

- ・「今回の事例を受けて、所管課において同様の事例が起きないように、大臣官房総務課から省内全部局へ周知の徹底を図っている。」（答申 P10）とも回答しています。

改善に動き出すならばそれでよいのですが、本当に（世間でいう意味で）「きちんと」改善するのか、交渉で確認することにしました。

主な質問は3つ。（1）施行明細登録が遅れた理由は？（2）省内の他の部局で同様の登録遅れがあったのか、その実態は？（3）文書番号が連続する必要はないとしているが、そうであれば登録が遅れないためのチェック方法は？

回答です。

- （1）決裁文書については、順次、施行明細登録を行ってまいります（理由は答えない。）。
- （2）「省内の複数の部局において、施行明細登録が遅れており、順次、当該登録を行っていく必要があるものであると承知しております。」「今後、各部局に対し（中略）施行明細登録を着実に行うよう改めて指示し、改善を図っていきたいと考えております。」
- （3）現在、定期的の実施している研修や点検、文書管理に関する職員向けの周知等を通じて各職員に対して周知徹底を図るとともに、先ほど申し上げた改善の取組みを行ってまいります。」

よく分からないので、更に問うと、(2)の回答の「省内の複数の部局」とは問題化し答申で触れた労働基準局と保険局のことで、結局他の部局で同様の誤りがあるかどうか、実態調査をしていないことが分かりました。

施行簿を完成させるための施行明細登録の漏れを回避する具体的対策は皆無で、研修、周知に留まるという姿勢です。

実は、施行簿を作るべく施行明細登録をする前の対象文書は発出、送信する前に決裁を終えなければなりません。「文書管理システム」上は、その文書のデータベースとして「決裁簿」という一覧表があるようです。取扱い文書名全体を把握するためには、これまでの施行簿で

はなく、「決裁簿」を開示請求すればいいのではと考え、問うてみましたが、「文書取扱規則上、施行簿は調整しなければならないので、きちんと登録、管理していきます。」と逃げた回答でした。

そこで、今回の指導等は、文書管理規則にある定期監査や、文書取扱規則にある官房長や総務課長などによる監督や点検として進めたのか。また、この問題を提起してから、官房長、総務課長、監督課長それぞれ同一人物が在任したが、監査、点検は機能したのか。これを問うたところ、そうした定期の監査としては「答申を受けて今後取組む」旨回答しただけで、監査も点検も機能していなかったことが分かりました。

行政機関は、何か不具合を指摘されると、その部署のその問題だけは調査して改善させるけれど、全省で実態を調査するのではなく、全省に対しては一般的な注意として、今後ともきちんとやってくださいます的アナウンスに終始するのが常態です。

今回の施行簿の欠陥問題は、直接国民の生活や生命に影響を及ぼすものではないかも知れませんが、彼らの業務に必要だったツールが不要になったのでテキトーに放置しただけというのが職員の本音かもしれません。だから、アスベスト関係の個人の労災補償に関する調査資料を平気で捨ててしまうのだろうと私は想像しています。

実際にあのまま放置していたら、10年保存の通知など比較的保存期限の短い行政文書は仮に担当職員の手元に残ってたとしても、施行簿に文書名が残らず、組織的に共有する行政文書としてはすでに存在しないものとなっていたでしょう。

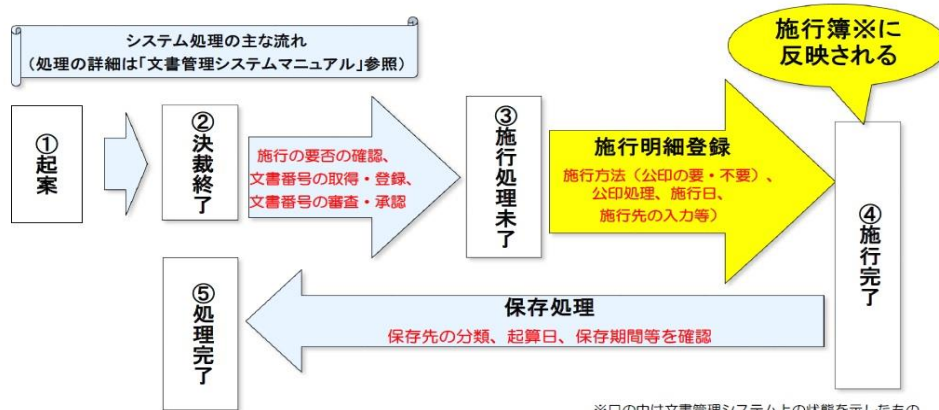
国の行政機関が、比較的最近の過去の種々の誤りが発覚して報道されても、すぐに事実を明らかにしないのは、そもそも管理がいい加減で、誰もよく分からないから事実を確定できない、構造的欠陥を内包しているからです。

この問題を交渉後も引き続き追っています。

答申で厚生労働省がやると言っていた「大臣官房総務課から省内全部局へ周知の徹底」を図る文書を開示請求で入手したところ、発信日、発信元、宛先など何も記載がない、「文書管理システム」上の施行明細登録の簡単なフローチャートのみが書かれた、正体不明の A4 用紙一枚だけでした。

決裁文書に係る文書管理システムにおける「施行明細登録」の確実な実施について

起案した行政文書は決裁終了後、「施行明細登録」を行わず、「施行処理未了」のままでは「施行簿※」に反映されません。そのため、必ず文書管理システムにおいて施行明細登録を行った上で、保存処理を完了するようにしてください。



※ 施行簿・・・厚生労働省文書取扱規則第8条第1項ないし第3項により備えることとされている帳簿。省施行簿、部局施行簿、課施行簿をそれぞれ備えることとされており、同条第4項の規定により、文書管理システムにより調整する。

書類の位置づけを確認したところ、指摘を受け、急ぎ、省内各局の文書管理担当課へその一枚を持参して説明したもので、後日正式な発出文書にしたそうです。また、年明けには各局からの実態報告も上がってくるとの説明も受けました。

具体的に指摘し続ければ改善を促すこともあるので、引き続き開示請求、入手してチェックしていきます。

(運営委員 榊原 悟志)

新潟で3年ぶりにアスベスト被害相談会と集いを開催



労職研の成田が事務局を担当している、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会新潟支部は、11月12日、3年ぶりにアスベスト被害相談会と患者と家族の集いを新潟市内のクロスパル新潟で開催しました。

午前中に行われた相談会には、新潟鐵工所の造船所で働き、3年前に悪性胸膜中皮腫を発症した男性が相談に訪れました。この男性は労災保険も救済給付の申請も行っていないことから、筆者が労災申請の手続き方法について説明しました。この男性への支援は継続しています。

他には、アスベスト含有スレート板の営業に従事していたことのある男性から、最近、健康診断で石綿肺と言われたという電話相談もありました。

午後の患者と家族の集いでは、患者と家族の会会員で中皮腫サポートキャラバン隊の右田孝雄さんと中島喜章さんに講演をしていただきました。集いの冒頭、支部世話人の岡田伸吾さんが、「なかなかコロナの影響が厳しすぎて、動くに動けませんでした。止まっているのは良くないので、少しでも前向きに進めたらいいなと考えていましたが現実が酷すぎた。日々、皆変わっていきますが、いろんな考えや情報を交換できたらよいなと思っていました。今回、集いを持ててありがたい」と挨拶しました。

最初に、新潟県燕市で内科開業医として忙しく働いていた2017年1月10日に県立吉田病院で腹膜中皮腫発症の告知を受け、その後、新潟大学医歯学総合病院でアリムタとシスプラチンの併用療法6回とアリムタ単剤の治療を受けた中島喜章さん(66歳)が講演を行いました。現在、中島さんは、昨年6月より国立がん研究センターで始まった、腹膜中皮腫の患者へのオプジーボ投与の効果を見る医師主導治験に参加し、2週間に1回国立がん研究センターに通っていますが、これまでに37回オプジーボによる治療を受けることが出来たということでした。

中島さんは、腹膜中皮腫の告知を受けたその日に妻に電話をし、妻を病室に呼んで自ら病気について説明しました。中島さんと妻は、数時間のあいだ、ティッシュボックスを取り合いながらぼろぼろ涙を流しましたが、最後に妻が「なにも心配しないで、治療に専念して欲しい。家族がついている」と言ってくれ、中島さんはとてもありがたく感じたということでした。

中島さんは、腫瘍マーカーの一種であるCA125の記録を取っています。CA125の基準値は、35U/mL以下ですが、最初にCA125を測定した時は2840で、さらに、治療直前に測ったところ4500まで上がっていました。その後、アリムタとシスプラチンを投与する治療を4週間に1回、計6回受けている間と、アリムタ単剤の投与を3週間に1回、

計62コース受けている間に CA125は右肩下がりで140と130の間まで下がりました。腫瘍内科の主治医は、このあたりが底値ですかねと話していたということでした。そして、国立がん研究センターでオブジーボの医師主導治験に参加し始めた頃から、CA125が上がり始め、1番直近の10月13日の測定では1174まで上がったということでした。中島さんは、6週間に1回 CA125の検査を行っていますが、6週間後にどこまで変わるか心配しているということでした。

胸膜中皮腫で療養中の右田孝雄さん（58歳）は、ご自身が経験したり、活動の中で見聞したりしてきた中皮腫治療の現在について話しました。近年、胸膜中皮腫のファーストラインの治療として主流になったオブジーボとヤーボイを投与する治療について、「いつ出るかわからない100種類の副作用がありますが、奏効すれば長期生存も期待でき、中皮腫の組織型や年齢を問わず第一選択できる治療法。投与を受けてちょっとでも体に異変が起きた場合は、副作用の恐れがあるので医師に診てもらう必要がありますが、胸膜中皮腫の標準治療であるアリムタとシスプラチンを投与する抗がん剤治療のように、食事が取れなくなるようなことが少なく、高いQOLが維持できる治療法」と話しました。

新潟支部の集いには、小菅千恵子会長と松島恵一副会長も出席し、小菅会長が委員として出席している環境省の石綿健康被害救済小委員会の報告も行われました。

今後も新型コロナウイルスに注意しながら、これからも継続的に新潟での活動を続けていこうと考えています。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 新潟支部



2022.11.12

（事務局 成田 博厚）

労災保険の事業主不服申し立て制度の導入に反対する



全国労働安全衛生センター連絡会議は、反対声明を発表するとともに厚労省交渉を実施

労災保険は、労働災害に対して補償を行い、労働者の保護を図ることを目的としています。同時に、労働災害が起きた事業場の労災保険料を引き上げるなど、各事業場の保険料負担を調整することにより、事業主の災害防止の自主的努力を促進するという目的も持っています。労災に被災した労働者は、仕事の原因だと認められれば、労災保険が支給され、被災者が働いていた事業場では、その翌々年度から3年間、労災保険料が引き上げられます。



事業主の保険料負担の公平性の確保と、労働災害防止努力の促進を目的として、その事業場の労働災害の多寡に応じて、一定の範囲内で労災保険率または労災保険料額を増減させる制度は、メリット制と呼ばれています。メリット制の仕組みは、一般の工場や商店、事務所などの継続事業、年間を通じて一定規模以下の建設事業や立木の伐採を行う一括有期事業、ビル建設、橋梁建設、トンネル工事などの単独有期事業で異なります。

今年、10月26日に厚生労働省で行われた有識者による検討会（労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会）において、労災が発生し、被災労働者が労災認定された事業場に対して、国が労災保険料の引き上げを決定した場合、労災が発生した事業場の事業主が国に対して労災認定は違法だとし、労災保険料引き上げの取り消しを求められるようにする、事業主不服申し立て制度を導入することが大筋で認められ、年内にも通達を出し、運用を改める予定であることが10月27日付けの朝日新聞で報じられました。この新しい運用において、事業主の主張が認められれば、労災保険料は据え置かれますが、労災被災者への労災保険の支給は取り消されることがないとされています。

全国労働安全衛生センター連絡会議は、労災保険の事業主不服申し立て制度が導入された場合、この制度が労災被災労働者を攻撃するための手段として事業主に用いられる恐れがあると考えています。事業主不服申し立て制度により、万が一、事業主の不服申し立てが認められ、労災保険料が据え置かれる決定がなされた場合、労災被災者側では労災が認定され、事業主側では、労災が認定されていない状況が生まれてしまいます。こういう状況下では、例えば、労災被災者が事業主に対し、事業主の安全配慮義務違反を主張して損害賠償訴訟を提起しても、労災保険料据え置き決定がなされた事案に関しては、事業主が労災の発生自体や、自身の安全配慮義務違反を否定することも可能になり、訴訟に多大な影響を及ぼす可能性があります。事業主から国に対する不服申し立てが頻発することが予想され、ひいては、労災被災者が労災保険請求することを躊躇することが多くなり、結果として、労災保険請求が抑制される可能性もあります。

今回の厚労省の検討のきっかけの一つになったのが、「あんしん財団事件」だと全国労働安全衛生センター連絡会議は考えています。あんしん財団事件とは、中小企業の労働災害共済などを運営するあんしん財団において、事務職から営業職に職種を変更され、遠隔地への異動命令や過大なノルマが原因で、精神障害に罹患した2人の女性労働者の労災認定について、あんしん財団が虚偽にもとづく労災認定などと主張して、労働基準監督署長による労災認定（保険給付支給決定処分）の取り消しを求めた訴訟のことです。一審の東京地裁判決では、

事業主は、労災保険給付支給決定の取り消しを求める法律上の利益がないと断じましたが、先日、11月29日、東京高裁は、事業主の労災支給決定取り消し訴訟の原告適格を認めるとし、原告のあんしん財団敗訴の一審を取り消す判決を言い渡しました。本稿執筆時点ではまだ、この判決は確定していませんが、今後については予断を許しません。あんしん財団の前身は、ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団で、2000年にKSD事件という受託収賄事件を創立者の故古関忠男氏が起こし、広く報道されました。

労職研も加入する全国労働安全衛生センター連絡会議は、厚生労働省に対して、労災保険の事業主不服申し立て制度の導入に反対する声明を発表するとともに、11月30日には衆議院第2議員会館の会議室で厚労省労働基準局労災管理課と交渉を行いました。この交渉には、阿部知子衆議院議員や筆者を含む各安全センターのスタッフのほか、複数の労働組合、労働弁護士、労災事件の当事者・遺族、報道関係者など25名が出席しました。

厚労省からは2名が出席しましたが、冒頭、労働基準局労災管理課の課長補佐は、「労災の保険給付がなされた場合、メリット制により 事業主の労災保険料負担が増大する可能性があります。メリット制適用事業主は、現在は、労災保険給付の支給決定に関する争いの当事者となる資格がないと我々は考えており、また、労働保険料認定決定の適否を争う際に、労災保険給付の要件該当性に関する主張も出来ないというのが国の立場です。これが、仮に事業主が労災保険給付の争いの当事者となる資格があるとしますと、被災労働者と利害が相反する事業主より訴訟が提起されて、被災労働者の法的地位が不安定になるということと、被災労働者の訴訟参加という事実上の負担が生じることが考えられます。労働保険料の認定決定の適否を争う際に、要件該当性に関する主張が認められた場合には、被災労働者に労災保険給付がすでになされた後に、給付の根拠が失われて、被災労働者の法的安定性の観点からも問題があると考えてきたところです。検討会では、労災保険支給決定に関して事業主が当事者にならないようにしつつ、労働保険料については事業主が争うということを認めるということが両立できないかということについて、法律的な論点について検討させていただいています」と説明しました。

この日の交渉に参加した東京管理職ユニオンに加入するあんしん財団の社員は、自身の同僚2名の精神障害による労災認定について、「私たちは、財団の命令により事務職から慣れない営業職にされ、なぜ、契約が取れないのか、取れないなら給料を下げると恫喝され、最終的にあなたたちは契約が取れないから横浜から金沢に行け（転勤しろ）とか、北海道から埼玉に行け（転勤しろ）というようなことをされてきた。同僚2名が精神障害になったのは、そうやって精神的に追い詰められた結果であって、あんしん財団が原因の労災。同僚2名は会社によって働きたくても働けないようにされた。今も彼女たちは不安を重ねており、治るものも治らない。1名の同僚は髪の毛が真っ白になり、髪の毛を染める気にもならないと言い、食べるものも食べられず、外にも出られない状態。このような労働者を追い込むことが厚労省の仕事なのですか。会社がちゃんと安全配慮義務を果たさないから労災になる。それを労働基準監督署が認めるから労働者は安心して治療に専念できる。こんな話し自体（検討会）やってもらいたくない。こんなこと（検討会）をやっていることが報道されるだけで、労災を受けている人間もこれから申請する人間も不安でしょうがない。治らないし、生きていけない。この話（検討会）に当事者の意見を入れてもらいたい。過労死で亡くなった被災者についても、会社がうそだと言うことが出来るんですか。こんな検討会、労働者としては考えられない」と涙ぐみながら大きな声で厚労省の担当者を問い詰めました。

役員付運転手だった父親を長時間労働による過労死で亡くした女性は、神奈川労災職業病センターの支援を受けた審査請求手続きを経た自庁取り消しによる父親の労災認定後に、会社に対して提起した民事損害賠償訴訟の経験を語りました。訴訟において、

会社側は、父親の労災認定と仕事の間には因果関係はない、作事中に車内で映画を見たり、寝ていたりした、残業代を稼ぎたいためにわざわざ夜遅くまで働いていた、病気を隠していたなど、事実ではないことを主張しました。裁判所は、会社の主張をすべて否定し、最終的に会社と遺族との和解が高等裁判所で成立しました。この女性は、「会社側が労災認定を争えるようになることは、とても恐ろしいこと」と厚労省担当者に対して語りました。

このほかにも、阿部知子衆議院議員や弁護士、労働組合のスタッフから労災保険の事業主不服申し立て制度の導入が望ましいが、メリット制そのものを止めるべきだという意見も出された。事業主不服申し立て制度の導入は必要なくなる。

全国労働安全衛生センター連絡会議としては、厚労省の労災保険の事業主不服申し立て制度の導入について検討して、2条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会を開いた。

交渉終了後、筆者は、あんしん財団の社員さんや東京労働安全衛生センターの天野理さんらと、衆議院議員会館の食堂でカツカレーの昼食を食べました。

12月7日、厚労省の検討会で労働保険料認定決定に対する審査請求において、事業主が労災保険支給決定の支給要件該当性を争うことができるようになる案が了承されたことから、16日、この問題を審議する労働政策審議会（労災保険部会）の会場前で、全国労働安全衛生センターと労働組合が抗議行動を行いました。

（事務局 成田 博厚）



厚労省に一喝！



2022年10月31日

労災保険制度における事業主不服申し立て制度の導入に反対する緊急声明

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」委員各位

全国労働安全衛生センター連絡会議

議長 平野 敏夫

〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 5階

TEL (03) 3636-3882

【本件の連絡先】

私たち全国労働安全衛生センター連絡会議は、労働者の立場に立って、長年にわたり労働災害や職業病に関する相談・支援にあたってきた団体や個人の全国ネットワークです。

本年 10 月 26 日、厚生労働省の「労働保険徴収法第 12 条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」が開催されました。その席上、労働保険料認定決定に対する審査請求等において、事業主が労災保険支給決定の支給要件該当性を争うことができるようにする案が示されました。この案は検討会において大筋で認められ、早ければ年内にも通達を出し、運用を改めると報じられています。

労災保険制度では、「事業主の保険料負担の公平性の確保や災害防止努力の促進を図る」ためとして、その事業場の労働災害の多寡に応じて、一定の範囲内で労災保険率または労災保険料額を増減させる「メリット制」が設けられています。上記の案は、直接的には、支給要件に該当しない（と事業主が主張する）労災保険給付をメリット制適用の収支率計算から除外させることによって、結果的に労災保険料を引き下げさせる道を事業主に与えるものです。

しかし、これは他方で、すでに支給された労災保険給付（労災認定）について、後から実は支給要件に該当するものではなかったと認めさせることによって、労災認定に対する不服申し立てを事業主に事実上または間接的に認めるものと言わざるを得ません。労働保険料認定決定に対する審査請求等で支給要件に該当しない労災保険給付だと判断されても、労災保険給付支給決定は取り消さないとされたとしても、労災被災者が現実には被る悪影響はきわめて大きく、また、労災被災者の救済という労災保険制度の根本に反するものであると考えます。

全国労働安全衛生センター連絡会議は、厚生労働省に対して、このような重大な改悪案を提案したこと強く抗議し、ただちに撤回するよう強く求めるものです。

以下、具体的に今回の提案の問題点を指摘します。

1、今回の提案は、事業主に労災認定を否定する新たな根拠を与え、被災労働者の安心安全な療養と生活、そして権利を、根本から破壊するものである。

厚生労働省が検討会に提出した「労働保険徴収法第 12 条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する論点」という資料（以下、論点資料）によると、事業主が労災保険料認定決定に不服を申し立てる際に、労災保険支給決定（労災認定決定）における支給要件該当性（つまり認定要件を満たしているかどうか）を争えるようにするという、解釈の変更が提案されている。

論点資料では、労災被災者への保険給付や法的安定性には影響を及ぼさないとしている。しかし、そのような主張は、職場における事業主と被災労働者との不均衡な力関係をまったく無視した机上の空論である。

現状でも、労災申請への協力を公然と拒んだり、労災申請した労働者に嫌がらせを行ったり、労災休業中の労働者に対して労災を否定して退職を迫る事業主などが後を絶たない。そのために、労災申請を断念したり、職場復帰を断念して退職する労働者も多いのである。

もし、事業主による労災保険支給決定の要件該当性に関する不服が認められた場合、その不服申し立てが、労働保険料のメリット制に関する部分だけだという話は、労働現場では事実上何の意味も持たない。事業主は、その決定を根拠にして、「この労災認定は、実際には支給要件に該当しない」と、社会や被災労働者に対して労災認定そのものを全否定する主張を公然と行うだろう。要するに、労災被災者に対する事業主の圧力や攻撃の武器を国が公的に与えることになり、労災認定されても被災労働者が安心して療養できる状況ではなくなってしまう。

例えば、脳・心臓疾患や精神障害の被災労働者のことを少し想像してみてほしい。長時間労働やセクハラ・パワハラで倒れた労働者やその家族は、現在でもきわめて高い労災認定のハードルの中で、数か月にお

よぶ労災認定手続きに耐えなければならない。その困難さに加えて、労災認定を得られた後も、事業主が労災認定を認めず、労働保険料に関する手続きの中で労災認定の内容そのものをさらに争ってくることになる。もはや、被災労働者は絶望するしかないではないか。

被災労働者の職場復帰や再発防止対策・職場改善等についても、今回の提案が通れば、事業主が「この労災は支給要件に該当しない」として争い続け、協力を拒む危険が増大する可能性がある。また、労災保険給付は法律による最低限の補償であることから、被災労働者はより完全な損害賠償を求めて事業主との直接交渉や民事訴訟を行うことができるが、それらに対して悪影響をもたらすことも確実である。

そもそも、労災保険制度が、事業主の不服申し立てにより事実上認定内容を否定できる制度となってしまうと、労働者がますます不安に感じ、労災申請そのものをためらう空気が強まることになる。今でも、事業主の反発や攻撃を恐れ、労災申請をためらう労働者も少なくない。今回の改悪は、そうした空気をさらに助長することになり、労災申請に関する労働者の権利行使をより一層困難にする効果をもたらす。

このように、今回の提案は、たんに労働保険料の決定に関する不服にとどまらない深刻な悪影響を全国の労働現場にもたらすものであり、被災労働者の安全安心な療養と生活、そして、被災労働者の権利を、完全に破壊するものと言わざるを得ない。被災労働者の公正かつ迅速な救済という労災保険制度の目的そのものを根本から破壊するものである。

2、全国の労働基準監督署での労災調査についても、深刻な悪影響を与える。

今回の改悪が行われると、全国の労働基準監督署で労災認定の調査にあたる調査官に対しても、深刻な悪影響を与えることが懸念される。すなわち、調査官が、事業主による不服申し立てや、それによって労災認定（支給要件該当性）を後から否定されることを懸念して委縮し、より事業主の主張に沿った対応や検討に流れる危険が高まる。

現状においても、労働基準監督署の調査官が、事業主の主張を丸のみして不支給決定を行う不当な事案が後を絶たない。とくに、被災労働者と事業主の主張が対立して、事業主が労災を否定し調査にも非協力的な事案では、労働基準監督署は事業主の主張に引きずられる傾向が強く、労災認定が困難になっている。例えば、脳心臓疾患や精神障害などの事案では、労働時間やセクハラ・パワハラの認定をめぐる被災労働者と事業主の主張が対立しやすい（要するに事業主が現場の実態を否認することが多い）こともあって、そうした問題が後を絶たない。

今回の改悪で、そのような労働基準監督署の姿勢がさらに悪化し、事業主の主張を忖度した判断がより強まることが懸念される。なお、この懸念は、労災保険審査官及び労働保険審査会についても同様である。

3、このような制度の重大な変更について、手続きがあまりに拙速であり、検討過程に重大な瑕疵がある。

今回の検討会では、検討資料として裁判例などが複数提示されている。その中にある「一般社団法人Y財団事件」という判例は、判決日や内容などから「あんしん財団事件」であると思われる。

この「あんしん財団事件」は、事務職から営業職に職種を変更され、遠隔地への異動命令や過大なノルマから精神障害に罹患した2人の女性労働者の労災認定について、事業主が「虚偽にもとづく労災認定だ」などと主張して労災認定（保険給付支給処分）の取り消しを請求した事件である。

2022年4月15日に示された東京地裁判決は、事業主は労災保険給付支給決定の取り消しを求める法律上の利益がない（訴えを起こす資格がない）と断じた。しかし、他方で、労働保険料の認定処分に対する取消訴訟において、労働保険料の算出において考慮される労災保険支給処分について、同処分が取り消されていない場合であっても、その違法性（業務起因性を欠くこと）を取消事由として主張することが許される余地があるとも示唆した。これが、今回の検討の直接のきっかけのひとつになったものと考えられる。

あんしん財団側は、東京高裁に控訴して争いを続け、いまま謝罪するどころか、労災認定自体を認めていない。それどころか、労働基準法第19条第1項で明確に禁じられている、療養中の労災被災者を解雇するという暴挙にまで及んでいる。

労災保険のメリット制は本来、事業主に労働災害防止対策をより一層促すためのインセンティブ措置である。労災認定を認めず、被災労働者に謝罪をするどころか労働基準法違反の解雇まで行い、再発防止対策も職場改善も行おうとしない事業主に、労働保険料のメリット制の恩恵を受ける資格はない。そのような事業主による被災労働者に対する不当な対応やメリット制の悪用などを抑える対策こそが求められているのである。

労働保険料認定決定の審査請求等において、事業主がすでに支給された労災保険給付の支給要件該当性を主張できるようにするということは、逆にメリット制を悪用した審査請求や裁判を増長させるだけでなく、事実上ないし間接的に、労災認定に対する事業主の不服申し立てを認めることにほかならないと言わざるを得ない。

歴史的には、1973年11月に関西経営者協会が「労働災害補償保険制度の改正に関する要望」のなかで使用者が労災認定に対して不服申立てができるものとすることを求め、また、1984年12月13日に日本経営者連盟が「労災保険法改正に対する要望」の冒頭に「使用者の不服申立制度の創設」を求めたことがあった。

当時、この要求について、労災保険法改正の課題として正式に提起され、当時の労災保険審議会での議論等もなされた。そうした議論の上で、労災保険給付支給決定がなされた場合、事業主は、①労災保険給付支給決定に関する争いの当事者となる資格はなく、また、②労働保険料認定決定の適否を争う際に、労災保険給付支給決定の要件該当性に関する主張もできない、という「現状」（検討会の論点）があるわけである。

にもかかわらず、この改悪は、突然開催された厚生労働省の「労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会」の、たった一回の審議で大枠が了承され、実施に移されるという。

労災問題に関する被災労働者、労働組合、労働団体などの意見を聞くこともなく、十分な検討の時間も取らないまま、このような重大な制度変更を行うことが許されるのか。しかも、検討会の委員は、ほぼ全員が法学者であり、今回の制度変更がもたらす労働現場での多面的な悪影響を適切に検討できる構成ではない。

今回の検討会に関しては、事業主に著しく偏った不公正な資料の採用と検討、運営が行われていると言わざるを得ない。

以上の通り、全国労働安全衛生センター連絡会議は、今回の改悪に強く反対するとともに、厚生労働省に対し、ただちにこの提案を撤回するよう重ねて求めるものである。

※労働保険徴収法第12条第3項の適用事業主の不服の取扱いに関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou_558547_00018.html

※あんしん財団のパワハラ不当配転事件

<https://ameblo.jp/anshin-mu/entry-12763221431.html>





1998年長野オリンピックスピードスケート500mの氷上で世界最速の金メダルとを取った、清水宏保選手が今度は、陸で最速を目指しています。2021年は国際ラリー経験豊富な寺田昌弘をチームドライバーとしてVitzからプロボックスに乗り換えての挑戦です。テスト走行のため美浜サーキットに見えました。労職研と兄弟企業のBar & Bistro MASSAがスポンサーをしているため、今回招待していただきました。



今年はこのテスト走行の後、トヨタ自動車が開催する入門者向けラリーシリーズであるTOYOTA GAZOO Racing ラリーチャレンジの11月に行われたトヨタ大会では、見事6位入賞も果たしました。これからの成長に大いに期待したいものです。



(代表 森 亮太)



2022.10.1-2

第33回総会 in 神奈川・横浜開催

労職研

新人事務局員の

ニュース記事



事務局
中嶋 里美

全国労働安全衛生

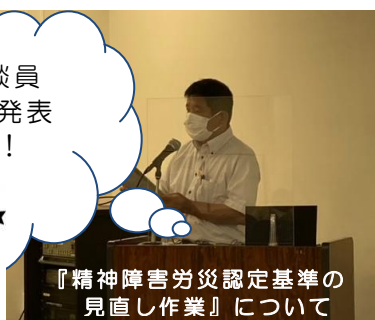
センター連絡会議

総会に初参加!!

2022年10月1・2日に、かながわ労働プラザで全国労働安全衛生センター連絡会議の総会が開催され、初参加しました。労職研に入局してまだ1ヶ月も経過しておらず、正直に『全国労働安全衛生センター』とは、具体的にどのよう

な団体、活動をされているのだろうか、どういった方々が参加されるのだろうか、未熟な私は参加者皆さんと交流が図れるだろうか、と、緊張と不安を抱きながら初参加しました。

成田相談員
大先輩の発表
流石です!



『精神障害労災認定基準の見直し作業』について

『居眠り国会』
とは大違い!

1日目は、記念講演『ハラスメントに職場で取り組む、啓発、防止から事後対応まで』(神奈川県立保健福祉大学・津野香奈美准教授)、『相談対応の現場から』(よこはまシティユニオン)による講演、2日目に総会が行われました。団体の今後の決定事項や展望を話し合うというよりも、労働・安全・衛生に関する様々な問題や課題についての報告や討論、質疑応答が尽きず、居眠りする人も間もなく、時間が足りないという会議模様でした。



素敵な懇親会に!!

乾杯☆



1日目の講演終了後に中華街で懇親会が行われました。お料理は、マトンとお野菜中心のメニューで体に罪悪感なく美味しく戴け、ついつい

いお酒が進み同席させて頂いた先輩皆様の苦労話に更にお酒が進み緊張感も消え楽しく勉強させて頂きました(笑)



そんな苦労を重ねられた隣席の田島陽子先輩(関西労働安全センター)に、突然素敵なプレゼントが舞い贈られたのです!「今日、誕生日なの...」(涙)とつぶやかれた矢先のこと、突然、店内に獅子舞が繁盛祈願に訪れ、爆竹と共に演舞!田島先輩の誕生日も共に舞ってくれ店内は、いっきに誕生祝モードとなり盛り上がりました。天からの粋な計らいに「神様はちゃんと見てくれているんだな」と感動しました!!私も先輩皆様を見習って、弱い立場の労働者や人に真摯に務めたいと強く思いました。



あらためて田島先輩のお祝と先輩皆様の労を労って、素晴らしい総会・懇親会に乾杯☆



【 事務局からのお知らせとご挨拶 】

★年末年始休みのお知らせ

12月29日（木）～1月5日（木） 事務局休業日です

★ Happy Merry Christmas & A Happy New year ★

皆様に多くの幸せが訪れることをお祈りしております。

お体にお気をつけて良い年末年始をお迎え下さい。



労職研の活動



10月				
	1日	全国労働安全衛生センター 第33回総会	10日	メンタルヘルス・ハラスメン トホットライン
	15日	全国コミュニティユニオン 大会 in 札幌	22日	ワールドコラボフェスタ

11月				
	11日	名古屋労職研事務局会議	12日	新潟アスベスト被害者相談会 & 患者と家族の集い
	25日	名古屋労職研事務局会議	日	

【労職研 会費・カンパ振込先】

郵便振替 □座番号 00860-5-96923

加入者 名古屋労災職業病研究会

発行 名古屋労災職業病研究会

発行者：森 亮太

名古屋市昭和区山手通 5-33-1 杉浦医院 4 階

Tel./Fax.052-837-7420

e-mail: roushokuken@oregano.ocn.ne.jp

http://nagoya-rosai.com/